

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき，病院局を対象として，定期監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成25年2月15日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 福 島 恭 二

函館市監査委員 佐 古 一 夫

## 平成24年度 病院局定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

病院局

### 2 監査の対象

財務監査

平成24年4月1日から平成24年8月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

### 3 監査の期間

平成24年10月5日から平成24年12月25日まで

### 4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

#### (1) 全般的事項

##### ア 予算の執行について

予算の執行においては，収入・支出予算の執行状況を予算執行計画整理簿，総勘定元帳等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

なお，当年度の経営状況については，9月補正後予算額と比較すると，函館病院医業収益における延べ入院患者数の減少に伴う入院収益の減や函館病院医業費用における修繕費の増などにより，経常損益は悪化の見込みとなっており，また，財政状況については，依然として資金不足の状態が続いている。

このことから，今後においても，医師・看護師の確保やメディカルスタッフの充実，必要な医療用器械の整備などにより，急性期医療を担う病院として，診療体制を確立するほか，地域医療機

関との連携をさらに強化し、病床利用率の向上に努めるなど、早期に経営の健全化を図られたい。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、金銭出納簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 収入事務について

収入事務においては、入院収益を対象とし、調定から収入に至るまでの執行状況を収入調定簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

なお、医業未収金における滞納分の回収については、簡易裁判所の支払督促申立て制度を効果的に活用することにより、着実に成果をあげていることから、引き続き、適切かつ積極的な取組みにより、収入率の向上を図られるよう期待する。

イ 契約事務について

契約事務においては、市立函館病院院内SPD業務委託契約および市立函館病院医事業務委託契約を対象とし、契約から支払に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。